

5. 2020年度スキー指導員検定受検要領

スキー指導員受検希望者は下記の手続等を経て受検すること

(受検資格) 次の各項すべてに該当するもの

- (1) 埼玉県スキー連盟に所属する全日本スキー連盟登録会員であること。
- (2) 2020年(令和2年)4月1日現在満21歳以上であること。
- (3) スキー準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者。
ただし、資格停止者は除く(前年度または、受検日までに指導者研修会を修了した者)。
- (4) 埼玉県スキー連盟主催のスキー指導者養成講習会カリキュラム(指導員)を検定会までに修了し、養成講習会修了報告書によって証明された者。

(受検手続き)

(1) スキー指導者養成講習会(指導員)申込

受講料 20,000円を埼玉県スキー連盟教育本部口座に銀行振込し、振込利用明細と指導員養成講習会申込書(1部)を技術委員会担当者に郵送する。

振込先: 埼玉りそな銀行 蓮田支店 普通預金口座 No. 3879774

口座名義 埼玉県スキー連盟 教育本部 本部長 米田智幸

郵送先: 技術委員会担当: 松崎 裕治 (〒350-1156 埼玉県川越市中福 204-2)

〆切: 令和元年11月4日(月)必着

※指導者養成講習会理論(令和元年11月10日(日)日本工業大学)当日の申込も受け付ける。

(2) 指導員検定会申込

令和元年11月4日(月)の指導者研修会理論修了後、ガイダンスと受検申込み手続きを行う。

・持参するもの

- ① **埼玉県スキー連盟のHPに掲載されている受検願書**
(必要事項を記入しておくこと。不明な点はガイダンス時に確認記入) **正1部**
- ② 受検年度のSAJ会員証の**コピー1部** (届いていない場合は前年度の会員証)
- ③ 受検料 20,000円
- ④ 印鑑
- ⑤ 「養成講習会修了証」(既受検者、有効年内のもの) **コピー1部** (A4)

・その他

- ① 事前に次のフォームに必要事項を入力しておくこと。(11月10日締め切り)

(QRコードを読み込んでください)

<https://docs.google.com/forms/d/12Q01bEvazc4Qp2II9LK0SHmfjnJEeKWP1750ycWmYA0/>

- ② 願書等に不備があった場合、11月10日(日)指導者養成講習会会場にて返却、後日検定委員会担当者に郵送する。

宛先: 〒208-0001 武蔵村山市中藤 5-2-3 検定委員会 梅木大輔 TEL 090-7006-6894

〆切: 11月15日(金)必着



スキー指導者養成講習会(公認指導員)実施内容

I. スキーの特性に応じた基礎理論

令和年11月10日(日) 日本工業大学

講習科目名単位(時間)

指導者に必要な基礎理論

(2)

スキー指導の安全知識	(2)
スノースポーツの医学	(1)
スキー指導の展開	(2)

II. 指導実習

令和2年1月11日(土)～13日(月) 戸隠スキー場

講習科目名単位(時間)

2. 指導計画に基づいた指導実習	(2)
------------------	-----

III. 実技実習

令和2年1月11日(土)～13日(月) 戸隠スキー場

講習科目名単位(時間)

2. 初歩動作 1	(2)
3. 初歩動作 2	(2)
4. 基礎パラレルターンへの指導の展開 (A 滑走ブルーク)	(2)
5. 基礎パラレルターンへの指導の展開 (B 横滑りの展開)	(2)
6. 基礎パラレルターンへの指導の展開 (C シュテム動作)	(2)
7. 基礎パラレルターン	(2)
8. パラレルターンの指導の展開 1	(2)
9. パラレルターンの指導の展開 2	(2)
10. パラレルターンへの指導の展開	(2)
11. 総合滑降	(2)

養成講習会の参加について

- (1) 養成講習会受講者には、実技の講習会修了時に修了証を発行する。
- (2) 養成講習会は単年度で受講することとし、複数年に渡って43時間を履修することを認めない。
- (3) 養成講習会修了証の有効期限は3年とする。なお、修了証の有効期限内に再度養成講習会を受講したのものには新たに修了証を発行する。
- (4) 他県連における養成講習会の受講が修了証によって証明される場合は、これを有効とする。
- (5) 修了証の有効期限内に養成講習会の理論または実技の受講を希望するものはこれを認めるが、43時間すべてのカリキュラムを履修しなかった場合は、新たに修了証を発行しない。
- (6) 養成講習会は準指導員合格の翌年から受講できる。
- (7) 実技講習においては、ヘルメットの着用を義務とする。

その他

- (1) 検定会の日程及び会場は当便覧掲載 SAJ 教育本部の日程を参照のこと。
- (2) 養成講習会の日程、時間帯、会場、役員等の詳細は前掲参照のこと。
- (3) 検定時は SAJ 会員証、準指導員ライセンス、養成講習会修了証を持参のこと。
- (4) 養成講習会、検定会はいずれも申込み後の取り消し及び不参加、受講料は原則として返却しない。
- (5) 検定会の宿泊は現地総務からの斡旋がある場合は指定宿舎※を原則とする。
※例年第2会場は指定宿舎となっているので、予約等は SAJ からの指示を待ってから行うこと。